

付議事件及び審議結果

5月23日 上程

報告第 3号	町長の専決処分事項の報告について	5月23日	承認
議案第23号	坂城町副町長の選任につき同意を求めることについて	5月23日	同意
議案第24号	坂城町教育委員会教育長の任命について	5月23日	同意
議案第25号	坂城町教育委員会委員の任命について	5月23日	同意
議案第26号	坂城町監査委員の選任につき同意を求めることについて	5月23日	同意
議案第27号	坂城町監査委員の選任につき同意を求めることについて	5月23日	同意
議案第28号	平成30年度坂城町立小中学校空調設備設置工事請負契約の 締結について	5月23日	可決
発議第 1号	地域交通網対策特別委員会の設置について	5月23日	可決
発議第 2号	坂城駅周辺活性化特別委員会の設置について	5月23日	可決
発議第 3号	広報発行対策特別委員会の設置に関する決議について	5月23日	可決

令和元年第2回坂城町議会臨時会

目 次

第1日 5月23日(木)

○議事日程	3
○町長招集あいさつ	3
○議長の選挙について	3
○議席の指定について	4
○会議録署名議員の指名について	5
○会期の決定について	5
○副議長の選挙～一部事務組合議会議員等の選挙について	5
○報告第3号の上程、提案理由の説明、質疑、採決	12
○議案第23号～議案第28号の上程、提案理由の説明、質疑、採決	16
○発議第1号～発議第3号の趣旨説明、質疑、採決	22
○特別委員会委員の選任について	22
○町長閉会あいさつ	23

令和元年第2回坂城町議会臨時会会議録

1. 招集年月日 令和元年5月23日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 5月23日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

1番議員	西 沢 悦 子 君	8番議員	玉 川 清 史 君
2 "	小宮山 定彦 君	9 "	滝 沢 幸 映 君
3 "	山 城 峻 一 君	10 "	朝 倉 国 勝 君
4 "	祢 津 明 子 君	11 "	吉 川 まゆみ 君
5 "	中 島 新 一 君	12 "	塩野入 猛 君
6 "	大日向 進 也 君	13 "	中 嶋 登 君
7 "	栗 田 隆 君	14 "	大 森 茂 彦 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
教 育 長	宮 崎 義 也 君
会 計 管 理 者	青 木 知 之 君
総 務 課 長	柳 澤 博 君
企 画 政 策 課 長	臼 井 洋 一 君
住 民 環 境 課 長	山 崎 金 一 君
福 祉 健 康 課 長	伊 達 博 巳 君
商 工 農 林 課 長	大 井 裕 君
建 設 課 長	宮 下 和 久 君
教 育 文 化 課 長	堀 内 弘 達 君
収 納 対 策 推 進 幹	池 上 浩 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	柳 澤 英 明 君
総 務 課 長 補 佐	北 村 一 朗 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	長 崎 麻 子 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	瀬 下 幸 二 君
企 画 調 整 係 長	
保 健 セ ン タ ー 所 長	細 田 美 香 君
子 ども 支 援 室 長	鳴 海 聡 子 君
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	関 貞 巳 君
議 会 書 記	宮 崎 あかね 君

10. 議事日程

- 第 1 町長招集あいさつ
- 第 2 仮議席の指定について
- 第 3 議長の選挙について
- 第 4 議席の指定について
- 第 5 会議録署名議員の指名について
- 第 6 会期の決定について
- 第 7 副議長の選挙について
- 第 8 常任委員会委員の選任について
- 第 9 議会運営委員会委員の選任について
- 第 10 一部事務組合議会議員等の選挙について
- 第 11 報告第 3 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 12 議案第 23 号 坂城町副町長の選任につき同意を求めることについて
- 第 13 議案第 24 号 坂城町教育委員会教育長の任命について
- 第 14 議案第 25 号 坂城町教育委員会委員の任命について
- 第 15 議案第 26 号 坂城町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 16 議案第 27 号 坂城町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 17 議案第 28 号 平成 30 年度坂城町立小中学校空調設備設置工事請負契約の締結について

- 追加第 1 発議第 1 号 地域交通網対策特別委員会の設置について
- 追加第 2 発議第 2 号 坂城駅周辺活性化特別委員会の設置について
- 追加第 3 発議第 3 号 広報発行対策特別委員会の設置に関する決議について
- 追加第 4 特別委員会委員の選任について

11. 本日の会議に付した事件

- 10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議会事務局長（関君） 事務局長の関です。

本臨時会は、一般選挙後の初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

年長の朝倉国勝議員をご紹介します。

議長（朝倉君） ただいま紹介いただきました朝倉国勝でございます。地方自治法第 107 条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和元年第2回坂城町議会臨時会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届け出がなされております。これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者は理事者を初め各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「町長招集あいさつ」

議長（朝倉君） 町長から招集の挨拶があります。

町長（山村君） 皆さん、おはようございます。本日ここに元号も改まり、令和元年第2回坂城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき開会できますことを心から感謝申し上げます。

さて、このたびの統一地方選挙で当選されました議員の皆様は、心からお祝い申し上げます。

私も、町民の皆様方のご支持を得まして、3期目の町政を担当することになりました。これまでの経験を生かし、また、新たな決意と情熱を持って、「活力あふれた、輝く元気な町づくり」に取り組んでまいりたいと考えております。今後ともご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、私のこれからの町政に対する考え方につきましては、6月の議会定例会において述べさせていただきます。

本議会にご審議をお願いいたします案件は、議会の人事案件のほか、条例改正と一般会計及び特別会計補正予算の専決処分事項の報告、副町長の選任、教育長、教育委員の任命、識見を有する監査委員、議会選出の監査委員の選任、工事請負契約の締結についての計7件でございます。よろしくご審議を賜りまして、ご決定いただきますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

◎日程第2「仮議席の指定について」

議長（朝倉君） 仮議席は、ただいま着席のとおりといたします。

◎日程第3「議長の選挙について」

議長（朝倉君） お諮りをいたします。

議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(朝倉君) 異議なしと認め、よって、選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。
お諮りいたします。
指名の方法については、臨時議長が指名することにいたしたいと思います。
ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(朝倉君) 異議なしと認め、よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。
議長に西沢悦子さんを指名いたします。
お諮りいたします。
ただいま臨時議長が指名いたしました西沢悦子さんを議長の当選人と定めることにご異議ござ
いせんか。

(異議なしの声あり)

議長(朝倉君) 異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしました西沢悦子さんが議長に当選されました。
ただいま議長に当選されました西沢悦子さんが議場におられます。会議規則第33条第2項の
規定による当選の告知をいたします。
ここで西沢悦子さんの発言を許します。

1番(西沢さん) 議長就任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび議員皆様のご推挙をいただき、議長を務めることになりました。もとより経験不足、
力不足は十分承知をいたしておりますが、二元代表制をとる中で、住民の一方の代表としての使
命を果たすべく、全力で議会運営に取り組みます。

また、人口の縮減、超高齢化社会という難題を抱えた町づくりにおいては、多様な価値基準を
持つ住民の代表として、議員皆様の議論を深め、調整できる議会を目指します。

つきましては、議員皆様のご指導、ご協力を心よりお願いいたしますとともに、理事者を初め
職員の皆様方にも、格段のご支援、ご協力をお願い申し上げ、就任のご挨拶といたします。

議長(朝倉君) 新議長が決まりましたので、臨時議長の職務が終わりました。各位の協力に感謝
いたします。
暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時08分～再開 午前10時09分)

議長(西沢さん) 再開いたします。

◎日程第4「議席の指定について」

議長(西沢さん) 議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長が定めることとなっております。

ます。議席番号と氏名を職員に朗読させます。

議会事務局長（関君） 朗読いたします。

1番 西沢悦子議員、2番 小宮山定彦議員、3番 山城峻一議員、4番 柰津明子議員、5番 中島新一議員、6番 大日向進也議員、7番 栗田隆議員、8番 玉川清史議員、9番 滝沢幸映議員、10番 朝倉国勝議員、11番 吉川まゆみ議員、12番 塩野入猛議員、13番 中嶋登議員、14番 大森茂彦議員。以上であります。

議長（西沢さん） ただいまの朗読のとおり指定いたします。

◎日程第5「会議録署名議員の指名について」

議長（西沢さん） 会議規則第127条の規定により、2番 小宮山定彦君、3番 山城峻一君を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第6「会期の決定について」

議長（西沢さん） お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第7「副議長の選挙について」

議長（西沢さん） お諮りいたします。

副議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に小宮山定彦君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま副議長に指名いたしました小宮山定彦君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（西沢さん） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました小宮山定彦君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました小宮山定彦君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

ここで小宮山定彦君の発言を許します。

2番（小宮山君） このたび議員各位のご推挙により、副議長の職につかせていただきました。まづもって責任のその重さを痛感しております。もとより浅学非才であることに十分承知しておりますが、議長を補佐し、議会本来の役割を果たすべく地道に、全力を尽くす所存であります。つきましては、議員各位のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

また、理事者、職員の皆様にも格段のご協力をお願い申し上げまして、就任のご挨拶といたします。

議長（西沢さん） 次に、町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長（山村君） 議長、副議長ご就任のお祝いのご挨拶を一言申し上げます。

ただいま令和元年第2回坂城町議会臨時会におきまして、議長に西沢悦子議員、副議長に小宮山定彦議員が推挙され、就任されましたことを心からお祝い申し上げます。

さて、議会とは、申すまでもなく、町民の皆様の意思を代表、決定する合議制の機関であり、議決により地方公共団体、すなわち坂城町の意思を決定する議決機関であります。この中におきまして、議長は議会を代表し、また副議長は議長を補佐するという大変重い重責を担われます。

執行側の私たちともども、それぞれの役割を分担し、相互に独立しながらも連携を保ち、よりよい町づくりに向けて、ともに頑張らせていただきたいと思います。

つきましても、健康が第一でございます。健康に留意され、ますますのご活躍をご祈念申し上げます。お祝いの挨拶とさせていただきます。本日は、誠におめでとうございます。

◎日程第8「常任委員会委員の選任について」

議長（西沢さん） 常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において指名いたすことになっております。職員をして朗読のとおり指名いたしたいと思っております。

議会事務局長（関君） 朗読いたします。

総務産業常任委員会委員、滝沢幸映議員、中島新一議員、西沢悦子議員、塩野入猛議員、吉川まゆみ議員、玉川清史議員、大日向進也議員。

社会文教常任委員会委員、大森茂彦議員、栗田隆議員、小宮山定彦議員、中嶋登議員、朝倉国勝議員、柘津明子議員、山城峻一議員。以上であります。

議長（西沢さん） お諮りいたします。

ただいまの朗読のとおり、各常任委員会の委員を指名することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認めます。

よって、朗読のとおり、各常任委員会の委員を選任することに決定いたしました。

なお、委員会条例第7条第2項の規定による常任委員長及び同副委員長の互選の結果について報告を申し上げます。

総務産業常任委員長、滝沢幸映君、同副委員長、中島新一君、社会文教常任委員長、大森茂彦君、同副委員長、栗田隆君。以上であります。

◎日程第9「議会運営委員会委員の選任について」

議長（西沢さん） 議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において指名いたすことになっております。職員をして朗読のとおり指名いたしたいと思えます。

議会事務局長（関君） 朗読いたします。

議会運営委員会委員、吉川まゆみ議員、滝沢幸映議員、大森茂彦議員、塩野入猛議員、柘津明子議員。以上であります。

議長（西沢さん） お諮りいたします。

ただいまの朗読のとおり、議会運営委員会委員を指名することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認めます。

よって、朗読のとおり議会運営委員会委員を選任することに決定いたしました。

なお、委員会条例第7条第2項の規定による議会運営委員長及び同副委員長の互選の結果について報告を申し上げます。

議会運営委員長、吉川まゆみさん、同副委員長、滝沢幸映君。以上であります。

◎日程第10「一部事務組合議会議員等の選挙について」

議長（西沢さん） 選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名

推選にいたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(西沢さん) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(西沢さん) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

職員に朗読させます。

議会事務局長(関君) 朗読いたします。

長野広域連合議会議員、西沢悦子議員、塩野入猛議員。

上田地域広域連合議会議員、小宮山定彦議員、吉川まゆみ議員。

葛尾組合議会議員、中嶋登議員、滝沢幸映議員、栗田隆議員、中島新一議員。

千曲衛生施設組合議会議員、吉川まゆみ議員、玉川清史議員、大日向進也議員。

六ヶ郷用水組合議会議員、塩野入猛議員、朝倉国勝議員、滝沢幸映議員、山城峻一議員。

千曲坂城消防組合議会議員、大森茂彦議員、朝倉国勝議員、祢津明子議員。以上であります。

議長(西沢さん) お諮りいたします。

ただいまの朗読のとおり、議長指名による当選人とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(西沢さん) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれが一部事務組合議会議員に当選されました。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長(西沢さん) 日程第11「報告第3号 町長の専決処分事項の報告について」を議題といたします。

職員に報告を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

議長(西沢さん) 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長(山村君) それでは、専決第3号から12号まで、順次ご説明申し上げます。

まず、専決第3号「坂城町商工業振興条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本件は、県の中小企業融資制度の規定が改正され、制度資金の名称が一部改正されたことに伴い、町商工業振興条例で引用している県の制度資金の名称を改めるため、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、本条例第23条の保証料を補給する資金につきまして、小規模企業発展資金を加え、新事業活性化資金を削るものでございます。

次に、専決第4号「坂城町税条例等の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本件は、国の税制改正により地方税法及び関係法令等が改正され、3月29日にそれぞれ公布されたことに伴い、坂城町税条例の一部を改正したものでございます。

主な改正内容といたしましては、個人住民税について、地方税法等により、ふるさと納税制度の見直しに伴い、総務大臣から指定された地方団体への寄附金を特例控除対象寄附金として特例控除額を所得割から控除する改正、住宅借入金特別控除に係る特定取得をした場合、令和元年10月1日から令和2年12月31日入居について、控除期間を3年延長する改正、児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母のうち、婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で、前年の合計所得金額が135万円以下である場合、非課税とすることとし、令和3年度課税分から非課税とする改正であります。

次に、軽自動車税について、消費税率の引き上げに合わせ、自動車の車体課税の見直しが行われ、現行の軽自動車税は、令和2年度課税から「種別割」に名称変更し、取得時に課税となる「環境性能割」を導入する改正、また軽自動車税グリーン化特例の軽減を令和3年度課税まで延長することとし、令和4年度、令和5年度課税については、自家用で電気自動車及び一定の排出ガス性能を備えたものに限り軽減することに改正いたしましたものでございます。

次に、専決第5号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本件は、国の税制改正により地方税法及び関係法令等が改正され、3月29日にそれぞれ公布されたことに伴い、坂城町国民健康保険税条例の一部を改正したものでございます。

改正内容といたしましては、国民健康保険税の医療給付費分である基礎課税額に係る課税限度額を61万円に引き上げる改正をいたしましたものでございます。

また、前年の所得額が一定の所得基準以下の世帯につきましては、所得額に応じて均等割額及び平等割額の7割・5割・2割を軽減する負担軽減措置を行っておりますが、軽減判定所得の算定に用いる被保険者の数に乗すべき金額を、5割軽減は28万円に、2割軽減は51万円にそれぞれ引き上げ、負担軽減措置の対象世帯を拡大する改正をいたしましたものでございます。

次に、専決第6号「坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本件は、3月29日に介護保険法施行令が改正・公布されたことに伴い、坂城町介護保険条例の一部を改正したものでございます。

内容といたしましては、所得に応じ1段階に区分して定めている第1号被保険者の介護保険料のうち、所得の低い方に対する介護保険料の軽減強化を図るため、住民税非課税世帯に該当する第1段階から第3段階の保険料を減額賦課するものであります。

既に年3万600円から2万7,600円に減額賦課をしておりました第1段階の保険料をさらに2万2,950円といたします。

また、新たに第2段階及び第3段階も減額賦課の対象とし、第2段階は4万5,900円から3万8,250円に、第3段階は4万5,900円から4万4,370円へ減額するものでございます。

次に、専決第7号「平成30年度坂城町一般会計補正予算（第9号）について」ご説明申し上げます。

本件は、特別交付税の確定や町たばこ税など最終見込みにより、専決をいたしましたものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ768万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を70億2,450万1千円といたしましたものであります。

歳入の主な内容につきましては、町たばこ税など町税全体で1,168万5千円、地方交付税5,459万3千円、地方譲与税742万9千円、自動車取得税交付金502万7千円、有線放送電話特別会計繰入金810万4千円、派遣職員給与費負担金800万円をそれぞれ増額し、財政調整基金繰入金6,963万9千円、民生費県補助金などの県支出金742万5千円、緊急防災・減災事業債などの町債830万円をそれぞれ減額いたしましたものであります。

歳出の主なものにつきましては、工業振興施設等整備基金への積立金5千万円、公園整備基金への積立金5,400万円、文教施設等整備基金への積立金5千万円をそれぞれ増額し、介護保険特別会計への繰出金1,134万1千円、町道等に係る除雪経費等529万9千円をそれぞれ減額したほか、それぞれの事業実績等により精算、調整をいたしましたものでございます。

次に、専決第8号「平成30年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ739万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億2,752万9千円とするものであります。

補正予算の主な内容でございますが、歳入につきましては、使用料及び手数料3万7千円、基金繰入金735万8千円を増額するものでございます。

歳出につきましては、財産管理費60万9千円、予備費10万円を減額し、一般会計繰出金810万4千円を増額するものでございます。

なお、平成30年度をもちまして、坂城町有線放送電話特別会計及び坂城町有線放送電話設備基金の清算がすべて完了いたしました。

続きまして、専決第9号「平成30年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,351万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を14億5,155万2千円といたしましたものでございます。

歳入の主な内容につきましては、国民健康保険税713万3千円を増額し、県支出金6,011万9千円、基金繰入金1,030万1千円を減額したものでございます。

歳出の主な内容につきましては、保険給付費6,025万3千円、保健事業費215万7千円を減額したものでございます。

続きまして、専決第10号「平成30年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第6号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ319万円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億4,774万8千円といたしましたものであります。

歳入の主な内容につきましては、受益者負担金を10万9千円、下水道使用料及び手数料を308万1千円を増額いたしましたものでございます。

歳出の主な内容につきましては、一般管理費69万8千円、施設管理費183万9千円、公債費3万4千円を減額し、公共下水道事業費576万1千円を増額いたしましたものでございます。

また、国道18号の舗装復旧工事において、国道事務所との協議により、交通の安全対策強化の目的から、国道と接する町道及び住宅、店舗等の出入り口等に生じる舗装段差を抑制する段差解消工事など増工が生じたため、繰越明許費を3月議会の補正予算計上額に追加して計上するものでございます。

次に、専決第11号「平成30年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,341万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億9,213万4千円といたしましたものであります。

歳入の主なものにつきましては、保険料299万4千円を増額し、国庫支出金377万1千円、支払基金交付金2,273万4千円、県支出金407万4千円、繰入金2,587万7千円を減額したものであります。

歳出の主なものにつきましては、基金積立金871万円、予備費2,458万8千円を増額し、保険給付費8,165万円を減額したものであります。

最後に、専決第12号「平成30年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億1,323万6千円といたしましたものであります。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料38万8千円を増額いたしましたものでございます。

歳出の主なものにつきましては、後期高齢者医療広域連合納付金38万7千円を増額いたしましたものでございます。

以上、専決処分事項についてご報告いたします。

議長（西沢さん） 提案理由の説明が終わりました。

報告事項等、調査のため、10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時45分～再開 午前10時54分)

議長（西沢さん） 再開いたします。

ただいまお手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。

ただいま提出されました議案を日程に追加いたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（西沢さん） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

◎日程第11「報告第3号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第3号「坂城町商工業振興条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第4号「坂城町税条例等の一部を改正する条例について」

議長（西沢さん） これより質疑に入ります。

14番（大森君） 税条例の改正についてご質問いたします。

特に、軽自動車税についてでありますけれども、これまでの軽自動車税が2つに分かれて課税されるというふうに説明を受けました。これについて、最初の新規となる軽自動車税の環境性能割というところで、その説明の中では、平成32年度燃費基準達成が税率1%、そして臨時的措置の軽減が非課税と、上記以外の車については2%が一般的に税率として出て、そして臨時的軽減では1%ということになり、この特例は国費で補填されるということになるんですが、これについては軽自動車の所有者について負担がどのようになるのか、まずこれ1点。

それから、あと軽自動車税の種別税率、これについても3種類、年度ごとに分かれて説明されておりますが、これについては、このまま据え置きになるということとあわせまして、環境性能

割と、それから種別割というふうな合計されて、臨時的軽減が終了した後、この上記の環境性能割の2%がプラスになって増税の方向に向くのかどうか、この点についてどのようになっているのかということと、あと1点は、電気自動車の税率の軽減状況ですけれども、これは延長されて、そして平成34年4月1日から、取得した分については75%に軽減されるということになるんですが、平成33年といいますと、あと3年ぐらいですか、現在、電気自動車の保有者、町内で何台保有されているのか、これについてお尋ねいたします。

収納対策推進幹（池上君） ただいま税制改正におきまして、軽自動車の改正の中身についてご質問をいただきました。

まず、1点、軽自動車税につきましては、今まで一本の軽自動車税ということでしたが、今までのものを名称変更して、種別割、新規として環境性能割が新たに創設がされると、その創設は今年10月からということでございます。

まず、1点目のご質問でございますけれども、住民の負担はどうなるのかということでございますが、種別割については、変更がございません。環境性能割については、町に軽自動車税の一部として税金の収入があるということでございますが、この分につきましては、今まで県で徴収をしておりました自動車取得税が消費税引き上げに伴いましてなくなるということで、その分が町のほうの軽自動車税に反映されるということでございますので、町民の方について、何か負担がふえるということではございません。取得税の分が環境性能割として町に入る、県から来るというような状況でございます。

したがって、種別割についても、特段、今までと変更はございませんので、住民の方が負担がふえるということはないかというふうに考えております。

それと、環境性能割、先ほどお話がございましたように、臨時的措置ということで、1%軽減になるということで、2年目以降については、今のところはもとに戻るということでございますが、先ほどのとおり、取得税がなくなることによって環境性能割が出るということでございますので、住民の負担がふえるというふうには考えておらない状況です。

それと、あとは軽自動車税の状況でございますけれども、今まで環境性能割ということで出ておりましたけれども、75%の軽減ということで当たるということでございますが、今のところ軽自動車の50%、25%の軽減はございますけれども、75%の軽減、電気自動車に限っての軽自動車の部分については、30年度、31年度ということで、今のところ保有台数はない状況でございます。以上でございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第5号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第6号「坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第7号「平成30年度坂城町一般会計補正予算（第9号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第8号「平成30年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第9号「平成30年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第10号「平成30年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第6号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第11号「平成30年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第12号「平成30年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

議長（西沢さん） 日程第12「議案第23号 坂城町副町長の選任につき同意を求めることについて」から日程第15「議案第26号 坂城町監査委員の選任につき同意を求めることについて」までの4件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（西沢さん） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） では、議案第23号から第26号までご説明申し上げます。

まず、議案第23号「坂城町副町長の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

本案につきましては、平成23年6月の就任以来、7年11カ月にわたりまして町政発展にご

尽力いただきました副町長の宮下和久さんが、この4月30日をもって辞任されました。

宮下副町長におかれましては、これまでの行政経験と行動力により、町の発展と健全な町政運営等に多大なご尽力をいただいたところであります。今日までのご労苦に対し、心から感謝申し上げます。

その後任の副町長といたしまして、私が町長選挙におきましても公約いたしました「活力あふれた元気な町」「人の輝く町」「笑顔の町」「誇れる町」づくりを推進するために、私の補佐役として、副町長に、教育長を7年2カ月務められたほか、これまでも企画政策課長、産業振興課長などを歴任された宮崎義也さんを選任したいと考えます。

教育長としての経験やこれまでの行政経験及びその行動力のある宮崎さんが最適任であり、地方自治法第162条の規定により同意をお願い申し上げます。

続きまして、議案第24号「坂城町教育委員会教育長の任命について」ご説明申し上げます。

本案につきましては、平成24年4月の就任以来、7年2カ月にわたりまして町の教育行政にご尽力いただきました教育長の宮崎義也さんがこの5月31日をもって辞任されることになりました。

宮崎教育長におかれましては、その経験と見識の高さを活かしまして、各学校の環境整備や生涯学習の推進等に多大なご尽力をいただいたところであります。今日までのご労苦に対し、心から感謝申し上げます。

その後任の教育長といたしまして、識見高く、広く教育活動を実践され、坂城町公民館館長として生涯学習分野に携わっていただいております清水守氏が適任と存じ、教育長を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期は残任期間となり、令和元年6月1日より令和2年6月30日までの1年1カ月となります。

続きまして、議案第25号「坂城町教育委員会委員の任命について」ご説明申し上げます。

本案につきましては、平成24年10月の就任以来、6年4カ月にわたりまして町の教育行政にご尽力いただきました委員の竹内正美氏が2月14日をもって辞任されました。

竹内正美氏におかれましては、その経験と見識の高さを活かしまして教育委員長職務代理者をお務めいただくなど、学校の環境整備や生涯学習の推進等に多大なご尽力をいただいたところであります。今日までのご労苦に対し、心から感謝申し上げます。

竹内正美氏の辞任に伴いまして、これまで空席となっておりましたが、新たに教育委員といたしまして、識見高く、小学校のクラブ活動などで生け花の講師として教育現場で実践され、また千曲川坂城陣太鼓にも加入し、生涯学習分野にも携わっていただいております高松陽子氏が適任と存じ、委員を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期は残任期間となり、令和元年6月1日より令和2年9月30日までの1年4カ月と

なります。

最後に、議案第26号「坂城町監査委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

本案は、監査委員の任期満了に伴い、現任の大橋房夫氏を引き続き選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により同意をお願い申し上げるものであります。

大橋氏は、税理士として町内で税理士事務所を経営されており、さらに税理士会上田支部長や長野県連合会副会長などの要職も歴任され、坂城町を中心に、上田市、千曲市など幅広く活躍されておられます。

公会計においても、その専門的知識をより求められる時代で、会計事務に精通された専門的な識見を有する方であり、最適任であります。

以上、よろしくご審議を賜り、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

議長（西沢さん） 提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時15分～再開 午前11時16分)

議長（西沢さん） 再開いたします。

◎日程第12「議案第23号 坂城町副町長の選任につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

議長（西沢さん） ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時17分～再開 午前11時18分)

議長（西沢さん） 再開いたします。

ここで宮崎義也君から発言を求められておりますので、許可いたします。

副町長（宮崎君） 私のために貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

そして、ただいま副町長の選任に当たりまして、皆様のご賛同を賜り、重ねて御礼申し上げます。

教育長在任中につきましては、教育委員会の諸施策、諸事業にご理解、ご支援を賜りまして、ここに改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、このたびは副町長ということで、7年3カ月ぶりに直接町行政に携わり、山村町政3期目を補佐していくことになりました。私一人では、このような重責を担うことはできませんが、全職員とともに、町長の目となり耳となり、手となり足となって、町民福祉の向上のために、そして「活力あふれた、輝く元気な町づくり」「人の輝く町」「笑顔の町」「誇れる町」づくりに一丸となって努めてまいる所存であります。

議員の皆様方におかれましては、今までにも増してご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し

上げ、甚だ簡単ではございますが、就任に向けての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎日程第13「議案第24号 坂城町教委員会教育長の任命について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

議長（西沢さん） ここで議会を代表いたしまして副議長からお祝いの言葉をお願いいたします。

副議長（小宮山君） ただいま副町長、教育長が選任されました。議長より指名がありましたので、議会を代表して一言お祝いの言葉を申し述べます。

ご就任おめでとうございます。副町長にご就任の宮崎義也氏は、昭和53年に坂城町職員として勤務開始以来、長きにわたり教育長ほか、町の重要な職務を歴任され、町勢の発展と住民福祉の向上にご尽力され、今日に至っております。このたび副町長としての重責を担われるわけですが、長年の行政経験を生かし、さらなる町勢の発展と元気な町づくりの推進に寄与されますようご期待申し上げます。

また、教育長にご就任いただく清水守氏につきましては、昭和55年、山ノ内中学校を皮切りに、県内幾つもの小中学校で教鞭をとられ、平成30年坂城小学校を校長として退職されるまで、教育の現場一筋に歩まれ、昨年4月からは坂城町公民館長をなされております。高い見識を備え、温厚なお人柄と伺っております。坂城町の教育の発展にご尽力くださいますようお願い申し上げます。

人口減少社会の中で、住環境の整備や福祉、教育などの諸問題が山積しております。今後4年間、それぞれのお立場で、山村町長を中心に町政のかじ取りをされるわけですが、どうか健康に十分留意され、よりよい町づくりのため、積極果敢に、創意工夫に富んだ施策展開がなされますようご期待申し上げ、お祝いの言葉といたします。

◎日程第14「議案第25号 坂城町教育委員会委員の任命について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

◎日程第15「議案第26号 坂城町監査委員の選任につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

◎日程第16「議案第27号 坂城町監査委員の選任につき同意を求めることについて」

議長（西沢さん） 地方自治法第117条の規定により、12番 塩野入猛君の退席を求めます。

（塩野入猛議員 退席）

議長（西沢さん） 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時23分～再開 午前11時24分)

議長（西沢さん） 再開いたします。

職員に議案を朗読させます。

(議会議務局長朗読)

議長（西沢さん） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第27号「坂城町監査委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

本案は、このたびの議会議員の改選に伴い、議会選出の監査委員としてご活躍いただいております塚田正平氏が任期満了を迎え、新たに塩野入猛氏を議会選出監査委員として選任いたしました。地方自治法第196条第1項の規定により同意をお願い申し上げます。以上、よろしくご審議を賜り、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

議長（西沢さん） 提案理由の説明が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

議長（西沢さん） 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時26分～再開 午前11時27分)

議長（西沢さん） 再開いたします。

◎日程第17「議案第28号 平成30年度坂城町立小中学校空調設備設置工事請負契約の締結について」

議長（西沢さん） 職員に議案を朗読させます。

(議会議務局長朗読)

議長（西沢さん） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第28号「平成30年度坂城町立小中学校空調設備設置工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、坂城町立小中学校空調設備設置工事の請負契約について、坂城町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

工事の内容でございますが、南条小学校15教室、坂城小学校17教室、村上小学校14教室、坂城中学校19教室の計65教室に空調設備を設置するものでございます。

請負金額は1億5,444万円で、契約の相手方は、松澤工業株式会社でございます。

工期につきましては、議決をいただいた日から令和元年10月31日まででございます。

以上、よろしくご審議を賜り、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

議長（西沢さん） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

13番（中嶋君） いよいよ暑い、それこそまた夏がやってくるわけで、何年も前から議会側でも、できるだけ早く子供たちのことを考えて、エアコンをつけてやろうじゃないかと、町も本気になっていただきました。これはまさに両輪で一生懸命やったという中でありますので、ありがたく思っております。

いよいよ子供たちも空調のきいた涼しいところで一生懸命勉強できると、こういうことは、とても私はいいいことだと思っております。いよいよ坂城町も子供たちのために頑張ったと、そういうことでありますが、ちょっと一つだけ気になるのは、今、町長からもご報告を受けたわけでございますが、議会、この今の議決の日から、これ議決、今日されると私思いますが、令和元年の10月の31日までということがちょっとひっかかるわけでございますが、その間にやっちゃうかということならいいんですが、せっかく今、提案の中でやっていただくことはうれしいわけですが、まさか完成が10月31日じゃこれ困りますもので、秋になってからこんなものをする価値はないと、こう思うわけでございますが、その辺のところはどうでしょうか。今の言うなれば、この夏の暑い時期前にできるのかどうか、その辺のちょっとご確認をしておきたいと思えます。以上であります。

教育文化課長（堀内君） ただいまの工期はもっと早くできないのかといったご質問でございます。

新年度に繰越しまして、4月に入札を実施させていただきました。このような団体、全国一斉に行っている事業でございます。多数ございますが、その中で、私ども当町の状況といたしますと、空調機器、エアコン本体の調達につきましては、何とか予定どおりいけるかなといった見込みはございます。

ただ、受電設備、高圧受電装置の変更が必要となる、こちらの設備につきましては、受注生産であるため、発注してから、その設備が完成するまで3カ月ほどを要するといった状況でございます。

さらに、その取付工事までを含みますと、合わせて四、五カ月の工期がどうしても必要になるといったことでございますので、この夏の使用にはちょっと間に合わないような見込みといたしまして、10月末の竣工ということでお願いを申し上げているところでございます。

ただし、できるだけ工期を、工程を短縮する中で、早期竣工を図ってまいりたいと、いろいろな昨年緊急措置でつけました3階の冷暖房設備、こちらを活用する中で、暑いところから順次使用できるような工夫をして、早期竣工につなげてまいりたいと考えているところでございます。

13番（中嶋君） こういうことでは、困るだわ。またな。うんと喜んだら、ぬか喜びだわ。また、1年間、これ子供たち暑いところで。それは、家庭用の小型のやつはつけましたよ。去年ね。あ

れ余りきかないという話ですよ、親に聞きゃあ。やってよかったと思ったら、こういうことですか。

だけど、私は言うておきます。ここでえらい怒ったって始まらないですよ、これは日本中のことだから。

ただ、私は、坂城町民、坂城町の子供たちとしては、そうはいったって日本中で全部やるんだから、すぐやる場所だってあるんだからね。我々選挙もあったし、いろいろこの状況があるわけでございますが、それはしょうがない。

ただ、そうはいいましても、そんなくじゃありませんが、できるだけ坂城町を優先にするような、ひとつこれは町長にもお願いしておきます。ご努力をしていただければ、私は今のご答弁で結構でございます。ひとつ頑張っておりたいと思います。以上であります。

議長（西沢さん） ほかにございませんか。

14番（大森君） まず、基本的なところをお尋ねいたしますが、指名競争入札による契約ということであるんですが、この指名競争で何社を指名され、そしてこの1億5,444万という、これの落札の率はどのぐらいなのでしょう、まずお尋ねいたします。

教育文化課長（堀内君） 指名業者数につきましては7社の指名でございました。

落札率につきましては81.6%でございます。

14番（大森君） わかりました。この7社の中で、町内の企業は指名されているのでしょうか。

教育文化課長（堀内君） 指名業者7社のうち、町内業者はありません。

14番（大森君） 最後お尋ねいたしますが、この入札の基準はどういう基準で7社を決められたのでしょうか。

教育文化課長（堀内君） どのような基準で指名したかといったご質問でございます。

事業規模及び実績から指名業者を選定しております。具体的には、工事の資格がある登録業者のうちから各小中学校改築改修工事施工業者及び町内の公共施設の設備施工業者といった事業実績のある業者を指名して行った結果、町内業者への指名には至らなかったといった状況でございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（西沢さん） 次に、追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「発議第1号 地域交通網対策特別委員会の設置について」から追加日程第3「発議第3号 広報発行対策特別委員会の設置に関する決議について」までの3件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に発議を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（西沢さん） 朗読が終わりました。

提出者の趣旨説明を求めます。

はじめに、発議第1号について。

10番 朝倉国勝君の趣旨説明を求めます。

10番（朝倉君） 「地域交通網対策特別委員会の設置について」趣旨説明を行います。

永年の懸案でありました上田・坂城バイパスが平成22年3月に本町鼠橋まで開通いたしました。そして、利便性の向上等が図られたところであります。

しかし、当町に出入りする幹線道路は、一般国道18号、主要地方道長野・上田線に限られており、上信越自動車道の完成後も、朝夕の通勤時には慢性的な交通渋滞が起きており、広域幹線道路としての機能の低下が危惧され、経済活動にも大きな影響が出ております。

さらに、インター先線の延長も計画される中で、地域住民の住環境の向上、地域産業の活性化等を図るために、町内の主要な幹線道路の整備促進は待ったなしの状況になってまいりました。

議会といたしましても、特別委員会を設置して、引き続き調査・研究を行い、調査等が終了するまで行うことをご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、皆様のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

議長（西沢さん） 次に、発議第2号について。

14番 大森茂彦君の趣旨説明を求めます。

14番（大森君） 発議第2号「坂城駅周辺活性化特別委員会の設置について」趣旨説明を申し上げます。

近年、大型店や量販店の地方への進出で、地元商業の取り巻く環境は厳しく、全国の商店街ではシャッター通りと称される状況が広がっております。当町においても、生鮮食料品を扱う店舗も少なくなり、地域住民の生活にも影響が出てきております。

こうした中、坂城駅にエレベーターが設置され、町ではこれに合わせて坂城駅周辺のバリアフリー化を進めております。また、駅周辺には鉄の展示館やふるさと歴史館、文化財センター、中心市街地コミュニティセンター、そして169系電車など、町の施設が集中しております。これら施設の連携と有効活用、そして商店の組織や周辺地域住民との協働で、坂城駅周辺の活性化を期待するところであります。

議会といたしましても特別委員会を設置し、調査研究を行うことをご提案申し上げ、よろしくご審議の上、全員の皆さんのご賛同を賜りますようお願い申し上げます、私の趣旨説明といたします。

議長（西沢さん） 次に、発議第3号について。

2番 小宮山定彦君の趣旨説明を求めます。

2番（小宮山君） 「広報発行対策特別委員会の設置に関する決議について」趣旨説明を行います。

議会の使命は、住民の代表として町の政策を最終的に決定するとともに、その政策を具体化するための条例の制定・改正、あるいは廃止、行財政の運営や事業等が効率的かつ民主的に執行されているかのチェックなどであります。

さらに、地方自治法第115条では、「議会の会議はこれを公開する」と規定しております。議会の活動実態、審議の内容及び結果を町民に知らせることは、民主主義の基本であります。

つきましては、特別委員会を設置いたし、議会報の編集、発行について、調査研究を行うことをご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、全員の皆さんのご賛同を賜りますようお願い申し上げて、趣旨説明いたします。

議長（西沢さん） 以上で趣旨説明が終わりました。

◎追加日程第1「発議第1号 地域交通網対策特別委員会の設置について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第2「発議第2号 坂城駅周辺活性化特別委員会の設置について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第3「発議第3号 広報発行対策特別委員会の設置に関する決議について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第4「特別委員会委員の選任について」

議長（西沢さん） 特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において指名いたすことになっております。職員をして朗読のとおり指名いたしたいと思えます。

議会事務局長（関君） 朗読いたします。

地域交通網対策特別委員会委員、朝倉国勝議員、山城峻一議員、西沢悦子議員、中嶋登議員、塩野入猛議員、吉川まゆみ議員、玉川清史議員。

坂城駅周辺活性化特別委員会委員、大森茂彦議員、大日向進也議員、小宮山定彦議員、滝沢幸映議員、栗田隆議員、中島新一議員、祢津明子議員。

広報発行対策特別委員会委員、小宮山定彦議員、山城峻一議員、玉川清史議員、栗田隆議員、大日向進也議員。以上であります。

議長（西沢さん） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの朗読のとおり指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長（西沢さん） 異議なしと認めます。

よって、朗読のとおり選任することに決定いたしました。

なお、委員会条例第7条第2項の規定により、各特別委員長及び同副委員長の互選の結果について報告を申し上げます。

地域交通網対策特別委員長、朝倉国勝君、同副委員長、山城峻一君、坂城駅周辺活性化特別委員長、大森茂彦君、同副委員長、大日向進也君、広報発行対策特別委員長、小宮山定彦君、同副委員長、山城峻一君。以上であります。

議長（西沢さん） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

町長（山村君） 令和元年第2回坂城町議会臨時会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会におきまして、ご提案をいたしました全ての案件につきまして、ご同意、議決をいただきまして、感謝申し上げます。

また、本日は、西沢議長さん、小宮山副議長さんを始め、監査委員、各常任委員会等、坂城町議会の新しい体制が整いました。議員の皆様におかれましては、それぞれの役割においてご活躍されますことをご期待申し上げます。

また、私たち執行部側もこれで新しい体制が整いました。副町長に選任されました宮崎さん、教育長の清水さんには、それぞれの立場の中で責任を果たし、「活力あふれた、輝く元気な町づくり」に尽くしていただけると期待しております。

退任となりました前副町長の宮下和久さんにおかれましては、約8年間、豊かな発想力で町の事業推進に尽力をいただきました。大変ありがたく思っております。厚く御礼を申し上げます。

さて、5月25日から6月9日まで、「第14回ばら祭り」が開催されます。薔薇人の会と企業オーナーの皆さんが丹精込めて育てた美しいバラが咲き誇り、甘い香りとともに来訪者を迎えます。また、期間中の6月2日には、坂城駅前多目的広場を会場に、町内外の新鋭ワイナリーと飲食店が多数出店する、当町で初めての「葡萄酒祭り」が開催されます。

当日は、両会場を結ぶ無料シャトルバスが運行され、また販わい創出に向けた各種イベントも計画されています。双方のお祭りが一層の盛り上がりを見せるとともに、ワインが町の文化として浸透し、坂城産ワインを応援する機運が醸成するものと大いに期待するところでございます。議員各位をはじめ、大勢の皆様にご参加をお願いしたいと思っております。

また、6月2日には、今回で3回目となります「ハワイアンフェスタ2019」がびんぐし公

園の屋外ステージ、びんぐしわくわくステージで開催されます。こちらもお楽しみいただければと思います。

また、6月1日には、町内3小学校の運動会が開催されます。子供たちの頑張る姿をご覧いただくとともに、ご声援をいただければと思います。

6月議会定例会に向け、議会、そして町が新しい体制でスタートいたします。議員各位のご活躍をお祈り申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（西沢さん） これにて令和元年第2回坂城町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前11時53分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会臨時議長 朝 倉 国 勝

坂城町議会議長 西 沢 悦 子

坂城町議会議員 小宮山 定 彦

坂城町議会議員 山 城 峻 一

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会臨時議長

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員